

令和8年7月6日

みずほ文化センターの一部使用停止について

現在、みずほ文化センターでは、空調設備（エアコン）に不具合が発生し、当センターの練習室、楽屋、展示コーナー等において施設の冷房が利用できない状況となっております。現在、代替処置としてスポットエアコンにより運用を行っておりますが、近年の夏季における猛暑を考慮し、ご利用者の安全を確保するため、下記の通り施設の一部を使用停止とさせていただきますのでお知らせします。

記

1 対象期間

令和8年7月13日（月）から当分の間

※修繕の見通しが立ち次第、改めてご連絡します。

2 対象施設および対応について

みずほ文化センター（彦根市田原町11番地）のうち、次の諸室を原則使用停止とする

【対象】練習室(1)、練習室(2)、楽屋、展示コーナー

※ただし、下記「3」の例外を除きます。

3 多目的ホールの利用について

多目的ホールの空調設備（エアコン）は正常に稼働しているため、通常どおり貸館可能です。なお、多目的ホールの利用に付随する楽屋等の諸室の利用については、使用停止の例外とし、スポットエアコン等を設置して安全に配慮した上で利用を許可する場合があります。

4 練習室(3)の利用について

練習室(3)については、スポットエアコン等を設置して安全に配慮した上で、利用を許可します。

5 利用者への周知および対応について

みずほ文化センターの指定管理者より、予約者および利用者に対し、使用停止に伴う調整等の連絡・対応を行います。また、施設ウェブサイトや館内掲示等により、住民および利用者への周知徹底を図ります。

6 貸館業務における利用料金の取扱い（還付）について

貸館業務において、今回の空調不良を理由とするキャンセルの取扱いについては、彦根市みずほ文化センターの設置および管理に関する条例第 26 条に基づき、既納の利用料金の全部を還付（返金）するものとして対応を行います。

7 安全確保が困難な場合の対応について

練習室(3)および多目的ホールに付随する諸室の利用において、スポットエアコン等による冷房効果が不十分で、利用者の安全が確保できないと判断される場合は、使用許可を取り消すなど、状況に応じた迅速な対応を行います。

8 指定管理者の自主事業について

指定管理者が実施する自主事業について、会場の環境を踏まえ、安全面を十分に確認した上で実施します。

9 故障への対応状況

空調設備（エアコン）の修繕に向けて、ただいま対応を進めております。

【問合せ先】

観光文化スポーツ部 文化振興課 担当：船田・尾田

TEL：0749-23-7810 FAX：0749-21-3080

e-mail：bunsin@mx.hikone.ed.jp